

8 環境影響評価準備書（条例第14条第1項）

1 趣旨

準備書は、環境影響評価（調査・予測・評価）の結果について行政機関等からの意見を聴く準備のために作成を求める書類です。

2 作成する者

対象事業を実施しようとする事業者

3 作成の時期

環境影響評価（調査・予測・評価）を行った後、準備書の手続に要する期間を考慮して作成してください。

4 様式

様式の定めはなく、記載事項が網羅されていれば足够了。

5 記載事項

(1) 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の名称
- ③対象事業の目的
- ④対象事業の内容
 - Ⓐ対象事業の種類の詳細（事業種ごとに施行規則別表第2の第2欄に掲載）
 - Ⓑ対象事業実施区域の位置
 - Ⓒ対象事業の規模（事業種ごとに施行規則別表第2の第3欄に掲載）
 - Ⓓその他対象事業の内容に関する事項（事業種ごとに施行規則別表第2の第4欄に掲載）
 - Ⓔ対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業がある場合には、その名称及び内容の概要
 - ⒻⒶ～Ⓔ以外の対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの
- ⑤対象事業実施区域及びその周囲の概況➡※1
- ⑥関係地域の範囲➡※2
- ⑦方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解➡※3
- ⑧方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解➡※4
- ⑨対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果➡※5
- ⑩環境の保全のための措置➡※6
- ⑪監視計画その他環境の状況の把握のための措置➡※7
- ⑫対象事業に係る環境影響の総合的な評価➡※8
- ⑬委託の状況等

(2) 記載に当たっての留意事項

①～⑤については、方法書の記載に当たっての留意事項を参考にしてください。

- ※1 必要に応じ、方法書記載のものの時点修正を行ってください。
- ※2 方法書段階で決定した「1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」に、調査・予測・評価の結果を踏まえ、必要に応じて追加を行ったものを記載してください。
- ※3 方法書に対して住民等から提出された意見書に記載された意見をまとめたものとそれに対する事業者の見解を対比させる形で記載してください。意見書が提出されなかった場合は、その旨を記載してください。
- ※4 方法書に対する知事意見とそれに対する事業者の見解を項目ごとに対比させる形で記載してください。
- ※5 方法書の手続を経て最終的に決定された環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法に調査・予測・評価の結果を加えて記載してください。調査・予測・評価の結果の記載に当たり、予測に当たっての知見が十分集積されておらず予測の精度がそれ程高くない等の事情がある場合は、その内容及び程度についても記載してください。調査の結果のうちの細かいデータについては、「資料編」として整理し、準備書の巻末に掲載するか、もしくは別冊にしてください。
- なお、手法及び結果の記載順序等については、方法書と同様に、環境影響評価の項目ごと（項目が更に細分化されている場合には細分ごと）としてください。
- ※6 実施することとした措置ごとに以下の事項を記載してください。
- ①環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
 - ②環境保全措置の効果及び環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化（並びに必要に応じ環境保全措置の効果の不確実性の程度）
 - ③環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
 - ④環境保全措置に関し複数の案の検討の状況
 - ⑤実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討の結果
環境保全措置を代償措置として講じる場合には、これ以外に、
 - ⑥環境影響の回避・低減が困難である理由
 - ⑦損なわれ、創出される環境に係る場所及び環境要素の種類・内容を記載してください。
- ※7 以下の事項を記載してください。
- ①事後調査を行うこととした理由
 - ②事後調査の項目及び手法（供用時・施工時ごとに記載）
 - ③環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - ④事後調査の結果の公表の方法
 - ⑤関係地方公共団体等との連携の方法及び内容（関係地方公共団体が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合）
 - ⑥施設の譲渡等に伴い事後調査の実施主体が変更される場合の変更後の実施主体の名称等並びに当該実施主体との連携の方法及び内容
 - ⑦その他必要な事項
- ※8 項目ごとにとりまとめた環境影響評価の結果を横断的に整理することにより総合評価を行おうとするものであり、調査・予測・評価の概要を一覧表にまとめ、全体

としての環境影響について整理してください。

6 要約書の作成

縦覧の際に準備書の内容をより理解し易くするため、準備書の内容を要約した要約書を作成してください。要約書の作成に当たっては、以下の事項に留意してください。

- ①できるだけ準備書全般の内容を要約してください。
- ②構成は準備書に準じるものとし、分量は60～70ページ程度を目安としてください。
- ③表紙に要約書であることを明記してください。

7 複数事業者又は複数事業に係る準備書の作成

方法書と同様に、準備書の一本化や代表者の決定ができます。

8 提出先

県（環境生活部環境政策課）及び関係地域を管轄する市町村に提出してください。提出に当たっては、方法書の例を参考にした送付書を添付してください。

9 提出部数

県に対しては、正本を1部、副本を39部（要約書も同数）提出してください。なお、これ以外にも環境影響評価委員会での審査等の際に必要となりますので、作成部数は余裕を持ったものとしてください。

市町村に対しては、正本1部のほか、縦覧に使用する部数や環境審議会等で使用する部数を当該市町村に確認の上、提出してください。

10 記載例

表紙

目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 1-1 事業者の名称
- 1-2 代表者の氏名
- 1-3 主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

- 2-1 対象事業の名称
- 2-2 対象事業の目的
- 2-3 対象事業の内容
 - 1. 対象事業の種類の詳細
 - 2. 対象事業実施区域の位置
 - 3. 対象事業の規模
 - 4. その他対象事業の内容に関する事項
 - 5. 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業
 - 6. 対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの
 - (1) 人口計画
 - (2) 道路計画
 - (3) 公園・緑地計画
 - (4) 供給処理施設計画
 - (5) 廃棄物処理計画
 - (6) 工事計画

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

- 3-1 自然的状況
 - 1. 大気質の状況
 - 2. 気象の状況
 - 3. 水質の状況
 - 4. 水象の状況
 - 5. 水底の底質の状況
 - 6. 騒音及び超低周波音の状況
 - 7. 振動の状況
 - 8. 悪臭の状況
 - 9. 地形及び地質等の状況
 - 10. 地盤の状況
 - 11. 土壌の状況
 - 12. 植物の生育及び植生の状況
 - 13. 動物の生息の状況
 - 14. 生態系の状況
 - 15. 景観の状況
 - 16. 人と自然との触れ合いの活動の状況

3-2 社会的状況

1. 人口の状況
2. 産業の状況
3. 土地利用の状況
4. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
5. 交通の状況
6. 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
7. 下水道の整備の状況
8. 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
9. その他の事項
 - (1) 資源の利用の状況
 - (2) 廃棄物の処理等の状況
 - (3) その他

第4章 関係地域の範囲

第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書を平成△年△月△日に知事に送付したところ、平成△年△月△日から平成△年△月△日までの間縦覧に供され、縦覧開始日から平成△年△月△日までの意見提出期間内に△人から△通の意見書の提出があった。意見書に記載された意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

| 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要 | 左記意見に対する事業者の見解 |
|-------------------------|----------------|
| ： | ： |

第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成△年△月△日付け〇〇第△△号で千葉県知事からの意見が通知された。知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

1. 知事意見
- ：

2. 知事意見に対する事業者の見解

(1) 大気質にかかわる事項

(項目ごとの知事意見)

:

:

〈事業者の見解〉

: : : : :

第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

7-1 環境影響評価の項目

方法書に対する知事意見を尊重して最終的に選定した活動要素及び選定理由を表△-△に、環境影響評価の項目及び選定理由を表□-□に、環境影響評価の項目の細区分及び選定理由を表○-○に、それぞれ示す。

: : : : :

7-2 調査・予測・評価の手法及び結果

方法書に対する知事意見を尊重して最終的に選定した調査・予測・評価の手法及び当該手法に基づき実施した調査・予測・評価の結果を以下に示す。

7-2-1 大気質

7-2-1-▲ 硫黄酸化物（窒素酸化物，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，有害物質，炭化水素，光化学オキシダント）

調 査

1. 調査すべき情報
2. 調査地域
3. 調査地点等
4. 調査の基本的な手法
5. 調査期間等
6. 調査結果

予 測

1. 予測地域
2. 予測地点
3. 予測の基本的な手法
4. 予測対象時期等
5. 予測結果
 - (1) 供用開始後の定常状態
 - (2) 工事の実施による影響が最大となる時期

評 価

1. 評価の手法
2. 評価の結果

第8章 環境の保全のための措置

8-1 (環境保全措置の区分 例：防音壁の設置)

1. 環境保全措置の実施主体
2. 環境保全措置の内容
3. 環境保全措置の効果及び環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化
4. 環境保全措置の効果の不確実性の程度
5. 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
6. 環境影響の回避・低減が困難である理由
7. 損なわれ又は創出する環境に関する事項
- (1) 場所
- (2) 環境要素の種類及び内容
8. 当該環境保全措置と比較検討した複数案の内容及び検討結果
9. 実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討の結果

環境保全措置が代償措置
である場合

8-2 (環境保全措置の区分)

: : : : :

第9章 監視計画

9-1 事後調査を行うこととした理由

9-2 事後調査の項目及び方法

9-2-1 大気質

供用時

1. 調査の項目の細分
2. 調査地点等
3. 調査の手法
4. 調査期間等

施工時

1. 調査の項目の細分
2. 調査地点等
3. 調査の手法
4. 調査期間等

9-2-2 水質

: : : : :

9-3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の対応の方針

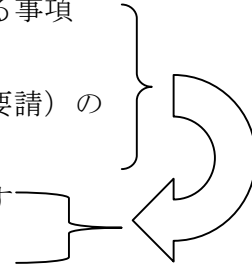
9-4 事後調査の結果の公表の方法

9-5 関係地方公共団体等との協力（関係地方公共団体等への要請）の方法及び
内容←事業者以外の者が把握する情報を活用する場合

9-6 対象事業に係る施設等の譲渡後の事後調査に関する事項

1. 譲渡後の実施主体の名称
2. 譲渡後の実施主体との協力（譲渡後の実施主体への要請）の方法及び内容

事後調査期間中に対象事業に係る施設等を譲渡する（引き継ぐ）場合



第10章 環境影響の総合的な評価

1. 調査・予測・評価の結果

| 項目 | 項目の細分 | 調査の結果 | 予測の結果 | 評価の結果 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 大気質 | | | |
| 窒素酸化物 | | | | |
| | | | | |

: : : : :

2. 環境影響の総合的な評価

第11章 委託の状況等←環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合
本事業に係る環境影響評価は、下記の者に委託して行った。

1. 受託者の名称及び代表者の氏名
2. 受託者の主たる事務所の所在地